

令和7年度

大阪市生野区役所 公用車売払
仕様書

大阪市生野区役所 保健福祉課

仕様書

本仕様書は、大阪市生野区役所（以下当区という）の公用車の売払に関するものである。

本売払契約に関しては、公告事項及び本仕様書の内容を熟知し、大阪市契約規則、その他関係法令を遵守すること。

(件名)

- 1 大阪市生野区役所公用車売払

(売払物品)

- 2 中古自家用自動車 1台

(1) 車名（車体の形状）	日産 セレナ
(2) 初年度登録年月	平成20年3月
(3) 車検証の有効期限	令和9年3月24日
(4) 走行距離（km）	61,241 km（令和7年11月1日現在）
(5) 車台番号	C25-311110
(6) 型式	DBA-C25

(見積価格)

- 3 見積にあたり、リサイクル料金は預託済みであるため、見積価格には含まず見積すること。
よって決定者は契約にあたり、契約金額とは別に、リサイクル料金（預託金相当額：13,720円）を納入する必要があるため、契約金額とリサイクル料金（預託金相当額）を一緒に納入すること。

(使用目的等)

- 4 決定後、速やかに当区指定の誓約書に必要事項を記入、押印のうえ提出すること。
なお、転売する場合、古物営業法による自動車売買資格が必要であるので、古物商許可証の写しを提出すること。

(車両の引取)

- 5 (1) 決定後、車両の引取については、担当者と日程調整を行い、承認を得てから引き取ること。
(2) 引取り日時については、代金納入後の平日とする。日時は代金納入後調整する。
(3) 運搬費用、再登録のための整備、手続・申請費用等はすべて買受人の負担とする。
エンジン等の状態等は事前に調査すること。
(4) 車両の引取りに関しては、当区の指示に従い、敷地内では安全に十分気をつけること。

また、引取後の事故については庁舎敷地内・外に関わらず全て買受人の責任において処理すること。

(売払代金の納入)

- 6 売払代金の納入については、令和8年3月19日（木）までに、本市発行の納入通知書により納入すること。

(車両引取に係る書類の交付)

- 7 車両引取に係る次の書類は、各種手続きが終了し、代金の納入が確認された後に交付する。
当区が各書類を交付した際には、当区指定の受領書を提出すること。
 - (1) 譲渡証明書
 - (2) 委任状
 - (3) 自動車検査証
 - (4) リサイクル券
 - (5) 自動車損害賠償責任保険証明書

※見積前に車両引取に係る書類を閲覧したい場合は、担当者に申し出ること。

(車両保管場所)

- 8 大阪市生野区役所 地下駐車場（高さ制限：2.3メートル）
大阪市生野区勝山南3-1-19

(引取期限)

- 9 令和8年3月27日（金）午後4時30分まで

(下見日時及び場所)

- 10 見積参加を希望する者は必ず売払物品の下見を行うこと。
事前に担当者へ連絡し、次の下見日時期間の間で調整を行うこと。
下見の際に「下見申込書」（別添1）に下見立会者の証印を押印するので、見積提出時に下見立会者の証印を受けた「下見申込書」を一緒に提出すること。
下見日時：令和8年2月25日（水）午前10時から午前12時まで
令和8年2月26日（木）午前10時から午後4時まで
令和8年2月27日（金）午前10時から午前12時まで
上記日時から担当者と事前調整すること
下見の場所：上記8と同じ

(注意事項)

- 11 (1) 入札参加を希望する者は必ず現場で現物を熟覧のうえ、申込金額を見積もること。
- (2) 決定後の車両についての苦情などは一切認めないので、下見時によく確認すること。
- (3) 本件譲渡にかかる費用については買受人の負担とする。
- (4) 引取期限内に必ず引取りを完了すること。
なお、正当な理由なく履行しないときは、本市契約規則第 61 条を適用し、本契約の解除を行う。
- (5) 引取りに際しては、物品引取時間等について事前に担当者と詳細な打ち合わせを行い、その指示に従うこと。引取りの際は、安全に十分留意し、当区の業務を妨げないこと。また、施設及び設備に損傷を与えた場合については全て買受人の責任において現状復帰すること。
- (6) 名義変更手続、自賠責保険手続等は、買受人自らが自らの負担で行うこと。
- (7) 本売却契約後の物品の保管については、買受人の責任とし、その物品については災害、盗難などによる事故が発生しても、本市はその責任を一切負わない。
- (8) 引取後の車両の故障・事故等については、本市はその責任を一切負わない。
- (9) 本売却契約後、物品保管場所及び搬送中に発生した人身事故等については、買受人の責任とする。
- (10) 売却物品を不法投棄又は不法焼却しないこと。
- (11) 本仕様書について疑義のあるときは、必ず見積前に担当者に問い合わせ、指示をうけること。
決定後の異議申し立ては一切認めない。また、契約後においては、事情の如何を問わず契約金額及びその内容の変更は一切認めない。

(問合せ先)

- 12 大阪市生野区役所保健福祉課（健康増進）
〒544-8501 大阪市生野区勝山南 3-1-19
電話 06-6715-9882
FAX 06-6712-0652
担当：山戸・田中

大阪市生野区役所公用車売払に関する注意事項

今回の見積については、次の事項について十分注意し、見積に参加してください。

- 本見積に関し、転売を目的で参加される場合は、古物営業法による売買資格が必要となりますので、見積書類とともに許可書の写しを提出いただき、確認させていただきます。
- 国外へ転売する場合は、販売先の属する国の法律等を遵守してください。

大阪市生野区役所所管公用車に関する基本性能

(1) 車名 (車体の形状)	日産 セレナ
(2) 車台番号	C 2 5 - 3 1 1 1 1 0
(3) 形式	D B A - C 2 5
(4) 原動機の型式	M R 2 0
(5) 自動車の種別、用途等	小型 乗用 自家用
(6) 乗車定員 (人)	8人
(7) 車両重量 (kg)	1, 6 1 0kg
(8) 車両総重量 (kg)	2, 0 5 0kg
(9) 総排気量 (L)・燃料の種類	1. 9 9 L・ガソリン
(10) 規格 (長さ・幅・高さ)	4 6 8 cm・1 6 9 cm・1 8 4 cm

コンプライアンスに係る特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 買受人および買受人の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 買受人は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を売出人(生野区役所)へ報告しなければならない。

2 買受人は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を売出人(生野区役所)へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 買受人及び買受人の役職員は、売出人又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 買受人の役職員又は買受人の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(売出人の解除権)

第5条 売出人は、買受人が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約(協定)を解除することができる。

(売出人：大阪市 買受人：決定事業者)

特記仕様書

第1条 売出人と本契約を締結した買受人は、この契約の履行に関して、売出人の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに売出人の企画総務課(連絡先：06-6715-9001)に報告しなければならない。